

3 一時保護業務

(1) 一時保護業務

【 目的と根拠法令 】

児童相談所が行う子どもの一時保護は、児童福祉法に基づき、子どもの安全を迅速に確保し、適切な保護を図るため、又は子どもの心身の状況、その置かれている環境などの状況を把握するために行うものであり、虐待を受けた子どもや非行の子ども、養護を必要とする子ども等の最善の利益を守るために行われる。法的には、一時保護は法第33条の規定に基づき、児童相談所長が必要と認める場合には、子どもを一時保護施設に保護し、又は警察署、里親その他児童福祉に深い理解と経験を有する適切な者に一時保護を委託することができる。一時保護は行政処分として行われる。

【 一時保護の機能 】

一時保護の有する機能は、緊急保護とアセスメントである。これらは、あくまで機能が異なるだけであり、両者が時期的に並行することもある。

一時保護の期間は一時保護の目的を達成するために要する必要最小限の期間とする。

一時保護の機能として、このほか、子どものニーズに応じた子どもの行動上の問題や精神的問題を軽減・改善するための短期間の心理療法、カウンセリング、生活面での問題の改善に向けた支援等が有効であると判断される場合であって、地理的に遠隔又は子どもの性格、環境等の条件により、他の方法による支援が困難又は不相当であると判断される場合などに活用する短期入所指導がある。

ア 緊急保護の在り方

緊急保護を行う必要がある場合は、おおむね次のとおりである。

- ・ 棄児、迷子、家出した子ども等現に適切な保護者又は宿所がないために緊急にその子どもを保護する必要がある場合
- ・ 虐待等の理由によりその子どもを家庭から一時引き離す必要がある場合
- ・ 子どもの行動が自己又は他人の生命、身体、財産に危害を及ぼす若しくはそのおそれがある場合
- ・ 一定の重大事件に係る触法少年と思料すること等のため警察から法第25条に基づき通告のあった子ども又は少年法第6条の6第1項に基づき送致のあった子どもを保護する場合

イ アセスメントのための一時保護の在り方

アセスメントのための一時保護は、適切かつ具体的な援助指針(援助方針)を定めるために、一時保護による十分な行動観察等の実施を含む総合的なアセスメントを行う必要がある場合に行う。これには、既に里親等への委託又は児童福祉施設等への措置をしている子どもの再判定が必要な場合を含む。

【 入所枠(定員) 】

定員は20名である。(R7, 4, 1定員変更)

【 年齢(入所対象児童) 】

原則として2歳以上18歳未満で、一時保護施設での生活が可能な子どもであり、かつ常時医療的ケアを必要としない子ども。2歳未満の子どもについては、乳児院へ一時保護委託する等の方法で取り扱う。

(2) 一時保護施設の日課

日課(平日)	時刻	日課(土・日曜日・祝祭日)
起床(着替え・洗面・布団整理) 掃除	7:00	起床(着替え・洗面・布団整理) 掃除
朝食	7:50	朝食
自由時間	8:30	自由時間
ラジオ体操	9:35	ラジオ体操
学習①(学齢児のみ)	9:50	環境整備(土曜日のみ) 日・祝日は自由時間
おやつ(幼児のみ)	10:00	おやつ(幼児のみ)
休憩 幼児は別メニューにて保育	10:35	休憩 幼児は別メニューにて保育
学習②(学齢児のみ)	10:45	ミーティング(土曜日のみ) 日・祝日は自由時間
自由時間	11:30	自由時間
昼食	12:00	昼食
自由時間	12:30	自由時間
施設内(外)活動 (近隣公園等にウォーキング等)	13:00	
おやつ	15:00	おやつ
掃除	15:30	掃除
自由時間	16:00	自由時間
夕食	18:00	夕食
自由時間・入浴	18:30	自由時間・入浴
幼児就床	20:00	幼児就床
日記(小学生以上) *小学生は日記後就床	21:00	日記(小学生以上) *小学生は日記後就床
中学生以上就床・消灯	22:00	中学生以上就床・消灯

(3) 施設外活動

一時保護施設の生活は、短期間であったとしても単調な日課の繰り返しになりやすい側面がある。そこで、日常生活に変化を持たせるため、公共施設などでの施設外活動を随時実施している。施設外活動は、児童が自然や文化に触れながら集団の決まりや集団内での役割を自覚し、公衆道徳等の社会経験を積む機会となる。また、平常とは違った児童の様子が見られるため、行動観察のよい機会となる。

(4) 一時保護の実施状況

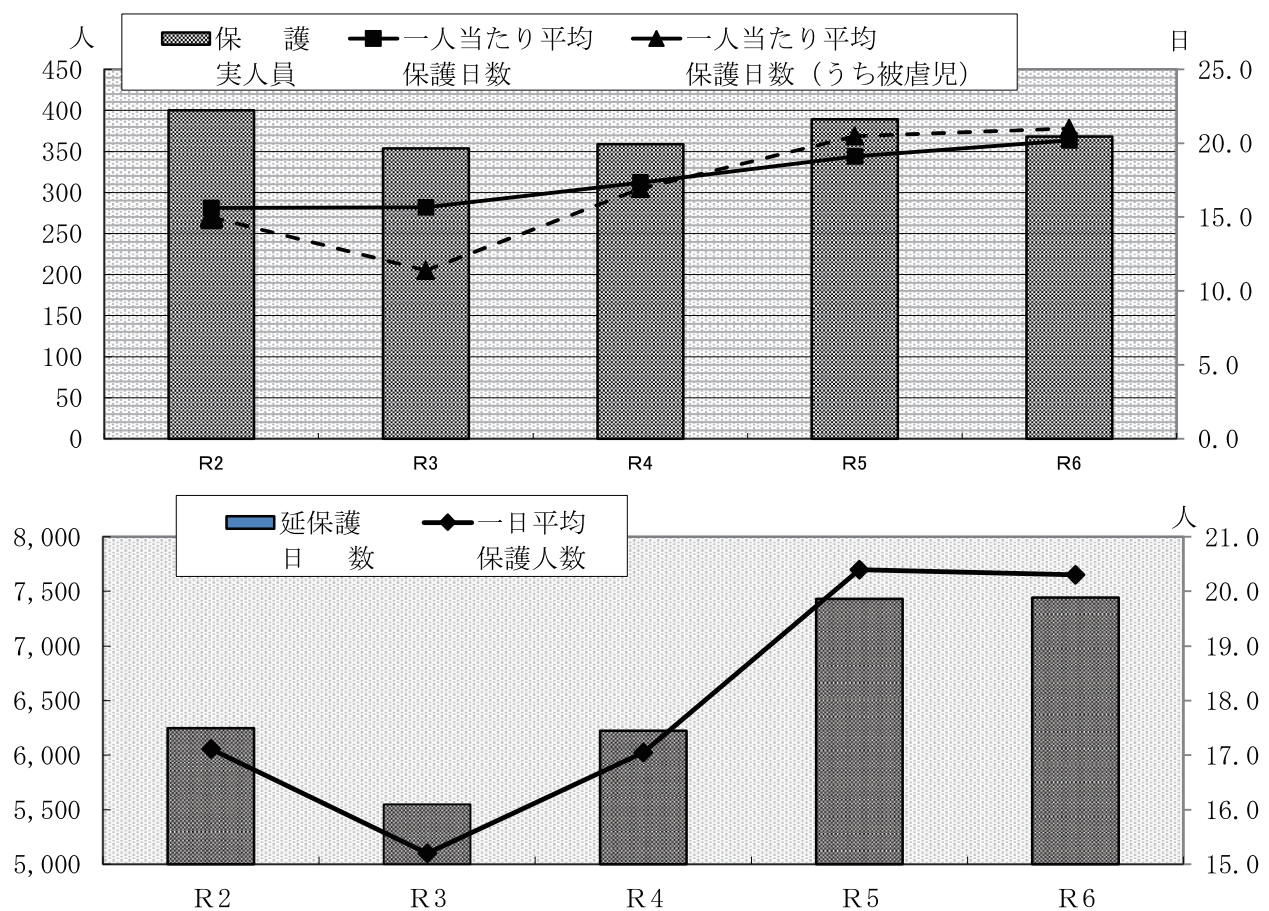
【一時保護の推移（年度内退所分）】

年 度	保 護 実人員	延保護 日 数	一日平均 保護人数	一人当たり平均 保護日数
R2	400	6,246	17.1	15.6
R3	354	5,550	15.2	15.7
R4	359	6,223	17.0	17.3
R5	389	7,433	20.4	19.1
R6	368	7,444	20.3	20.2

(うち被虐児)

保 護 実人員	延保護 日 数	一日平均 保護人数	一人当たり平均 保護日数
153	2,294	6.3	15.0
133	1,515	4.2	11.4
161	2,725	7.5	16.9
152	3,113	8.5	20.5
172	3,610	9.9	21.0

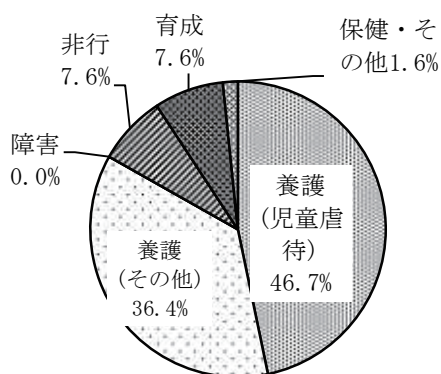
- ・保護実人員とは、当該年度内に退所した児童数
- ・延保護日数とは、当該年度内に退所した児童の滞在延日数
- ・一日平均保護人数とは、延保護日数／年間日数
- ・一人当たり平均保護日数とは、延保護日数／保護実人員



令和6年度の一時保護実人員は368人、と減少していますが一人当たりの平均保護日数は20.2日と増加している。
 なお、令和6年度の一時保護実人員のうち、被虐待児は172人と増加しており、一人当たりの平均保護日数も21.0日で、昨年より増加している。

【一時保護状況（相談の種類別・年齢別）】

種 類	前年度末 継続保護 (a)	受 付 (年 度 中)				小計 (b)	年度末 継続保護 (c)	合計 (a) + (b) - (c)	相談受付 件 数	一時保護率
		0～5歳	6～11歳	12～14歳	15歳以上					
養 護 (児童虐待)	3	22	67	57	36	182	13	172	2,941	5.8%
養 護 (その他)	10	13	36	33	47	129	5	134	680	19.7%
障 害	0	0	0	0	0	0	0	0	2,732	0.0%
非 行	0	0	0	20	12	32	4	28	97	28.9%
育 成	2	3	8	6	10	27	1	28	625	4.5%
保健・その他	0	0	0	1	5	6	0	6	101	5.9%
計	15	38	111	117	110	376	23	368	7,176	5.1%



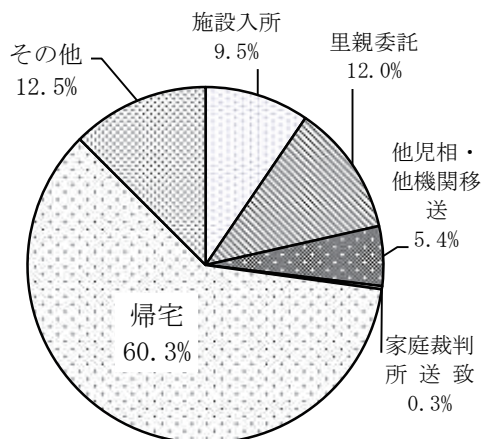
一時保護の件数は昨年度の389件から21件減少した。

368件の一時保護の内訳は、虐待を含む「養護相談」が306件で、一時保護全体の83.2%を占めている。それ以外は、「育成相談」28件(7.6%)、「非行相談」28件(7.6%)であり、「保健・その他」は6件(1.6%)、「障害相談」は0件となっている。

・一時保護率とは、一時保護実施数/相談受付件数

【一時保護児童の退所先】

種 類	施設入所	里親委託	他児相・ 他機関移送	家庭裁判 所送致	帰宅	その他	計	延日数	年度末 継続保護
養 護 (児童虐待)	17	23	4	0	110	18	172	3,610	13
養 護 (その他)	11	20	9	1	73	20	134	2,657	5
障 害	0	0	0	0	0	0	0	0	0
非 行	2	0	5	0	16	5	28	548	4
育 成	4	1	1	0	21	1	28	493	1
保健・その他	1	0	1	0	2	2	6	136	0
計	35	44	20	1	222	46	368	7,444	23
延日数	1,049	1,049	219	16	3,763	1,348	7,444		



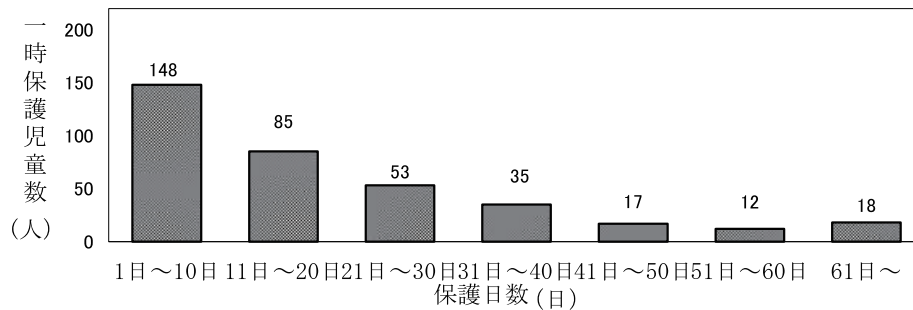
退所先については、「帰宅(家庭取引)」が222件(60.3%)で大半を占めている。

続いて「里親委託」が44件(12.0%)で、「施設入所」が35件(9.5%)となっている。

【一時保護状況（保護期間別）】

年 度	1日～10日	11日～20日	21日～30日	31日～40日	41日～50日	51日～60日	61日～	計
R2	233	80	32	16	17	7	15	400
	58.3%	20.0%	8.0%	4.0%	4.3%	1.8%	3.8%	100.0%
R3	178	64	46	25	13	16	12	354
	50.3%	18.1%	13.0%	7.1%	3.7%	4.5%	3.4%	100.0%
R4	179	78	41	14	18	16	13	359
	49.9%	21.7%	11.4%	3.9%	5.0%	4.5%	3.6%	100.0%
R5	178	88	46	30	12	10	25	389
	45.8%	22.6%	11.8%	7.7%	3.1%	2.6%	6.4%	100.0%
R6	148	85	53	35	17	12	18	368
	40.2%	23.1%	14.4%	9.5%	4.6%	3.3%	4.9%	100.0%

令和6年度 一時保護状況



一時保護期間を10日ごとに区切って、一時保護児童数をみると、1日～10日が148人と最も多く、全体の40.2%となっている。一方、51日以上長期一時保護児童数は、30人（8.2%）と

(5) 一時保護委託の状況

年 度	区 分	警察等	児童福祉施設	里親等	その他	計
R2	児童数	186	168	88	22	464
	延日数	186	4,562	1,500	1,554	7,802
R3	児童数	160	166	114	32	472
	延日数	160	4,054	3,072	1,883	9,169
R4	児童数	169	161	115	16	461
	延日数	181	6,032	2,598	1,109	9,920
R5	児童数	192	128	113	32	465
	延日数	206	2,905	3,323	1,102	7,536
R6	児童数	183	95	94	21	393
	延日数	196	2,964	2,692	552	6,404

一時保護が必要と認められる場合には、一時保護施設に保護し、又は、警察署、児童福祉施設、里親、その他適切な者に一時保護を委託することができる。令和6年度一時保護委託児童数は昨年度より72人減少し、393人となっており、令和元年度～令和5年度に比べ減少した。一時保護委託先は警察署が最も多く、続いて、児童福祉施設、里親等となっている。